

整理番号 /

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

775000

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」正会員会費		
年月日	平成 30年 4月 1日～平成 年 月 日	金額	1,250 円

会の趣旨・目的	相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人と共に、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障害者への理解を深めるための啓蒙・文化促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントの招待及び訪問活動</li> <li>・社会福祉に関する研究・調査・情報収集およびボランティア活動の支援・育成</li> <li>・社会福祉・団体に対する支援事業</li> <li>・社会福祉活動の啓発および広報事業</li> <li>・NPOや諸団体との連携と情報交換事業 他</li> </ul>
政務活動・県政との関連性	県内で行われるイベントや研修会等に参加し、懇談することにより、県内の福祉活動の実態調査を行う。

《領収書貼付枠》

・平成29年7月から平成30年3月分 5,000円×9/12月分=3,750円は、平成29年11月に請求済みです。  
 今回は、平成30年4月～6月分の1,250円の請求分です。  
 領収書は、平成29年11月9日請求分に添付してあります。

(整理番号152)

添付書類：定款

按分の理由	政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1,250 円	100%	1,250 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

《別紙領収書貼付》

## 領 収 証

平成 29 年 11 月 9 日

林 芳久仁 様

金額 5,000 円

但し 個人正会員 ( 1 口 )  
2017年度 (2017.7~2018.6) 会費として

上記金額確かに領収いたしました。

特定非営利活動法人  
日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」



〒105-8523 東京都港区海岸1-4-26  
TEL 03-3434-0923 FAX 03-3459-6319

# 定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

# 目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

—— 附 則 ——

# 特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を次の各号の地に置く。

- (1) 北海道札幌市中央区
- (2) 栃木県宇都宮市
- (3) 埼玉県上尾市
- (4) 神奈川県横浜市磯子区
- (5) 静岡県富士市
- (6) 愛知県名古屋市中村区
- (7) 大阪府大阪市淀川区
- (8) 福岡県福岡市博多区

3. この法人は、前項のほか、支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

## 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
    - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業
    - ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
    - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
    - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
    - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
  - (2) その他の事業
    - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
    - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会 員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員                      この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員                      この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員                この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員                この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

### 第7条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

#### 第10条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

#### 第12条 (拠出金品の不返還)

既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員および職員

#### 第13条 (種別および定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
  - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。

3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

#### 第14条（選任等）

- 理事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
  3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
  4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

#### 第15条（職務）

- 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
  3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

#### 第16条（任期等）

- 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  4. 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

#### 第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく



これを補充しなければならない。

#### 第18条 (解 任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条 (事務局および職員)

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総 会

#### 第21条 (種 別)

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

#### 第22条 (構 成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第23条 (権 能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

#### 第24条 (開 催)

通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

## 第25条（招集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## 第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

## 第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

## 第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

### 第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日か

ら14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第35条（議長）

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

### 第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

### 第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

### 第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

#### 第40条（資産の区分）

削 除

#### 第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

#### 第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第46条（予備費の設定および使用）

削 除

#### 第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

#### 第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

#### 第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散および合併

#### 第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### 第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものと

する。

#### 第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### 第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### 第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 西原浩一郎

専務理事

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年8月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	年会費	5,000円
(2) 団体正会員	年会費/口	10,000円
(3) 個人サポート会員	年会費	1,200円
(4) 団体サポート会員	年会費/口	5,000円

附則 この定款は、平成28年 2月 2日から施行する。



整理番号	2
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

78/00/

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (4月分)		
年月日	平成 30年 4月 1日～平成 30年 4月 30日	金額	67,808 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借		
使途	平成30年4月分賃借料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     30-03-26   BF   *135,616   タイトウヤチン(セテ)                 </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため	135,616 円	1/2	67,808 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

774 003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要職情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車料		
年月日	平成 30年 4月 5日～平成 年 月 日	金額	300円

目的	・県立大学 30年度入学式出席 ・場所：グランシップ
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	入学者 909 名（県外からの入学者が約 3 割）県議会としても、入学者数を増加させるためにも、県外への募集要項に積極的に努めている。

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□  
 □ グランシップ 駐車場 □  
 □ 公益財団法人 静岡県文化財団 □  
 □ TEL (054) 203-5710 □  
 □□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

入庫日時 2018年04月05日 13時23分  
 精算日時 2018年04月05日 15時29分  
 No. 04-000406 券No. 01-154315

駐車料金 (利用者) 300円  
 料金計 300円  
 .....  
 投入現金 300円  
 釣銭額 0円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300円	/	300円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

780001

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	来客用お茶		
年月日	平成 30年 4月 6日～平成 年 月 日	金額	2,021円

目的	政務活動に関する相談・意見交換にみえる来客用接待のため
用途	来客用お茶
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2018年04月06日 (金)

領 収 証

ふじのくに県民クラブ  
林 芳久仁 様

¥ 2, 0 2 1 -




上記正に領収しました(消費税等 149円を含みます)  
但し(食料品等・雑貨等) お茶代  
食鮮館タイヨー 長崎店 静岡県静岡市清水区長崎606  
TEL: 054-344-7700

※保管上のお願  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 担当者 0015-1890-8410

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,021円	/	2,021円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

774001

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡骨髄バンク推進をする会：年会費		
年月日	平成 30年 4月 9日～平成 年 月 日	金額	5,080 円

会の趣旨・目的	公的骨髄バンクである (財) 骨髄移植推進団体の活動を支援することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨髄バンク事業の普及・啓発・広報宣伝活動ならびに、骨髄提供者の募集業務に対する支援協力</li> <li>ドナー、患者及び、その家族に対する支援活動</li> <li>医療検査機関及び医療保険の充実並びに、患者負担金の軽減を求める活動</li> </ul>
政務活動・県政との関連性	骨髄提供者への公的助成制度の導入に向けた取り組み等の課題を実現する為、私は、会の顧問を務め、取り組んでいる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-04-09	23481	A93180001
取扱店	シミス・キタカワ	
払込口座	00880-8 38502	
払込金額	*5,000 料金 *80	

振替受付票  
払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。  
料金には含まれていません。  
(ゆうちょ銀行)

静岡骨髄バンクを推進する会  
林 芳久 仁 様

入金額 \*10,000  
おつり \*4,920

はじめの投資信託をゆうちよが応援します！

印紙税申告納付につき顧問 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		5,080 円	100%	5,080 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 静岡骨髓バンクを推進する会会則

## 第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は「静岡骨髓バンクを推進する会」と称します。
- 第2条 (事務所) 本会は事務所を静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」内におきます。
- 第3条 (目的) 本会は県民の骨髓移植に対する理解の促進と骨髓提供登録者(ドナー)の拡大を目的とします。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、静岡県内において次の事業を行います。
- (1). (財) 骨髓移植推進財団、日本赤十字社、地方自治体等が行う骨髓バンク事業の普及啓発、広報宣伝活動並びに骨髓提供者の募集業務に対する支援協力
  - (2). 機関紙、広報誌、パンフレット等の発行、送配布、並びに学習会開催及び参加その他の方法による普及啓発、広報宣伝活動
  - (3). ドナー、患者及びその家族に対する支援活動
  - (4). 医療・検査機関及び患者負担金の軽減、医療保険の充実を求める活動
  - (5). その他本会の目的達成の為に必要な活動
- 2 本会の事業年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。

## 第2章 会員

- 第5条 (会員) 本会は会の目的に賛同し、入会手続きを行った者を会員とします。
- 第6条 (会員の種類) 本会の会員は正会員と、資金援助をして戴ける個人又は団体の賛助会員の2種類とします。
- 第7条 (会費) 会員の年会費を次のとおりとします。
- (1). 正会員----- 2,000円  
但し、学生----- 1,000円
  - (2). 賛助会員----- 1口 5,000円
- 第8条 (退会) 会員は次のいずれかに該当したとき、退会することとします。
- (1). 退会届を会長に提出したとき
  - (2). 年会費を2年間以上未納のとき
  - (3). 会の名誉を傷つけたり秩序を乱すような不適切な言動があったときは、運営委員会の議決により退会を命じることがあります。
- 第9条 (会費の返還) 会員は退会に際し、既納の年会費の返還請求はできないこととします。

## 第3章 役員

- 第10条 (役員) 本会に次の役員をおきます。
- (1). 会長 1名
  - (2). 副会長 若干名
  - (3). 事務局長 1名
  - (4). 運営委員 若干名
  - (5). 監事 若干名
- なお会長幹事を除く役員は兼任を認めるものとします
- 第11条 (役員を選出) 本会の役員は総会において選出します。
- 2 年度中途に会長を除く役員解任及び欠員補充、又は増員を行うときは運営委員会の議決によりお
- 第12条 (役員の仕事) 役員は本会の目的を遂行するために、それぞれの仕事を担当します。
- (1). 会長は本会を代表します。
  - (2). 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行します。
  - (3). 事務局長は本会の事務処理を遂行し、事務局長に事故あるときは会長が指名した役員がその仕事を代行します。(監事は除く)

- (4) 運営委員は本会全体の運営について、運営委員会において協議し又、分担任務を遂行します。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、総会において報告します。

第13条 (役員) 役員の任期は1年間とします。

但し、再任を妨げません。

- 2 年度中途に選出された役員の任期は総会前日までとします。

第14条 (顧問) 本会に医師、学識経験者等の顧問をおくことができます。

- 2 顧問は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱します。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じて総会、運営委員会等に出席して意見を述べるすることができます。

#### 第4章 機関

第15条 (機関) 本会は総会、運営委員会をもって機関とします。

第16条 (総会) 総会は本会の最高議決機関であり、本会の運営に関する重要事項を議決します。

- 2 総会の開催は原則として年1回、4月とします。

但し、運営委員会の議決、又は会員の過半数の要請があったときは臨時総会を開催します。

- 3 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立します。

- 4 総会の議決を要する事項は次のとおりとします。

- (1) 事業報告並びに事業計画の承認
- (2) 会計報告並びに予算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改定
- (5) その他総会で必要と認める事項

- 5 総会の議決は委任状を含む出席会員の過半数により決します。

第17条 (運営委員会) 運営委員会について次のとおり定めます。

- (1) 運営委員会は、第4条に定める事業及び活動の具体的内容について決定します。

但し、運営委員会は本会則の規定並びに総会の議決事項に抵触する決定をすることはできません。

- (2) 運営委員会は会長、副会長、事務局長、運営委員により構成します。

- (3) 運営委員会は、原則として月1回開催することとし、前2号に定める構成員は出席の義務を負うこととします。

- (4) 会員はオブザーバーとして、運営委員会に出席し発言することができます。

但し、議決に加わることはできません。

第18条 (事務局) 本会の事務を処理するために事務局を設置します。

- (1) 事務局に総括責任者として事務局長をおくほか、所要の職員をおくことができます。

- (2) 職員の採否は事務局長が決定し、会長の証人を得るものとします。

#### 第5章 会計

第19条 (会計) 本会の会計は会費、寄付金、委託事業費その他をもってまかいます。

- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。

但し、4月1日以降総会開催日までの間、事務局長は必要に応じて予算の執行ができることとします。

- 3 本会の会計は年1回会計監査を受け、総会において承認を得ることとします。

#### 第6章 その他

第20条 (その他) 本会則に定めのない事態が発生したときは、運営委員会において協議し対処します。

- 2 本会は全国各地の目的を同じくする会との連帯を図るため「NPO全国骨髄バンク推進連絡協議会」に加盟します。

- 3 本会は静岡県内の行政機関、医療関係者等によって組織される「静岡県骨髄バンク事業連絡協議会」の一員として活動を行います。

付則 本会則は平成4年4月29日施行、平成5年4月29日一部改定、平成7年4月29日一部改定、平成10年4月29日一部改定、平成12年4月29日一部改定、平成14年4月29日一部改定、平成16年4月29日一部改定、平成21年4月29日一部改定、平成28年4月29日改定しました。

整理番号 6

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

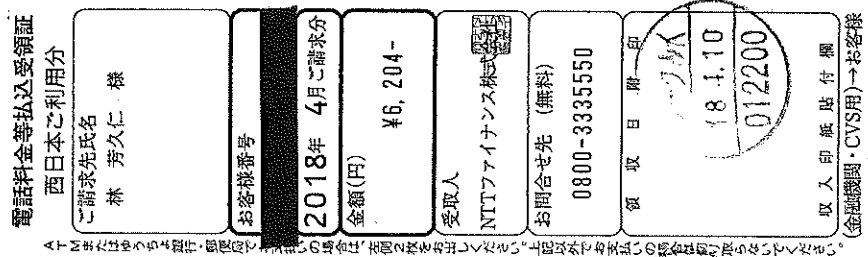
(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

780003

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FAX・インターネット接続料(4月分)		
年月日	平成 30年 4月 10日~平成 年 月 日	金額	3,102円

目的	政務活動を行うためのFAX・インターネットの利用のため
使途	FAX・インターネット接続料 (平成30年4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—




《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6,204円	1/2	3,102円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

780005

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 ( 4月分 )		
年月日	平成 30年 4月 10日～平成 年 月 日	金額	48,900 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	平成30年4月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

≪領収書貼付枠≫

30-04-10 | BF | \*48,900 | ニッサンファイナンス |

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	48,900 円	/	
		100%	48,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



# リース料お支払予定表

平成 28年 2月 15日

登録番号(契約番号)

リース期間
28. 1. 15~32. 1. 14
48ヶ月

回数	請求期間	リース料	消費税	お支払額	税率	リース残高	お支払期日
1	28. 1. 15~28. 2. 14	45278	3622	48900	8.0	2298300	28. 3. 10
2	28. 2. 15~28. 3. 14	45278	3622	48900	8.0	2249400	28. 3. 10
3	28. 3. 15~28. 4. 14	45278	3622	48900	8.0	2200500	28. 4. 10
4	28. 4. 15~28. 5. 14	45278	3622	48900	8.0	2151600	28. 5. 10
5	28. 5. 15~28. 6. 14	45278	3622	48900	8.0	2102700	28. 6. 10
6	28. 6. 15~28. 7. 14	45278	3622	48900	8.0	2053800	28. 7. 10
7	28. 7. 15~28. 8. 14	45278	3622	48900	8.0	2004900	28. 8. 10
8	28. 8. 15~28. 9. 14	45278	3622	48900	8.0	1956000	28. 9. 10
9	28. 9. 15~28. 10. 14	45278	3622	48900	8.0	1907100	28. 10. 10
10	28. 10. 15~28. 11. 14	45278	3622	48900	8.0	1858200	28. 11. 10
11	28. 11. 15~28. 12. 14	45278	3622	48900	8.0	1809300	28. 12. 10
12	28. 12. 15~29. 1. 14	45278	3622	48900	8.0	1760400	29. 1. 10
13	29. 1. 15~29. 2. 14	45278	3622	48900	8.0	1711500	29. 2. 10
14	29. 2. 15~29. 3. 14	45278	3622	48900	8.0	1662600	29. 3. 10
15	29. 3. 15~29. 4. 14	45278	3622	48900	8.0	1613700	29. 4. 10
16	29. 4. 15~29. 5. 14	45278	3622	48900	8.0	1564800	29. 5. 10
17	29. 5. 15~29. 6. 14	45278	3622	48900	8.0	1515900	29. 6. 10
18	29. 6. 15~29. 7. 14	45278	3622	48900	8.0	1467000	29. 7. 10
19	29. 7. 15~29. 8. 14	45278	3622	48900	8.0	1418100	29. 8. 10
20	29. 8. 15~29. 9. 14	45278	3622	48900	8.0	1369200	29. 9. 10
21	29. 9. 15~29. 10. 14	45278	3622	48900	8.0	1320300	29. 10. 10
22	29. 10. 15~29. 11. 14	45278	3622	48900	8.0	1271400	29. 11. 10
23	29. 11. 15~29. 12. 14	45278	3622	48900	8.0	1222500	29. 12. 10
24	29. 12. 15~30. 1. 14	45278	3622	48900	8.0	1173600	30. 1. 10
25	30. 1. 15~30. 2. 14	45278	3622	48900	8.0	1124700	30. 2. 10
26	30. 2. 15~30. 3. 14	45278	3622	48900	8.0	1075800	30. 3. 10
27	30. 3. 15~30. 4. 14	45278	3622	48900	8.0	1026900	30. 4. 10
28	30. 4. 15~30. 5. 14	45278	3622	48900	8.0	978000	30. 5. 10
29	30. 5. 15~30. 6. 14	45278	3622	48900	8.0	929100	30. 6. 10
30	30. 6. 15~30. 7. 14	45278	3622	48900	8.0	880200	30. 7. 10
31	30. 7. 15~30. 8. 14	45278	3622	48900	8.0	831300	30. 8. 10
32	30. 8. 15~30. 9. 14	45278	3622	48900	8.0	782400	30. 9. 10
33	30. 9. 15~30. 10. 14	45278	3622	48900	8.0	733500	30. 10. 10
34	30. 10. 15~30. 11. 14	45278	3622	48900	8.0	684600	30. 11. 10
35	30. 11. 15~30. 12. 14	45278	3622	48900	8.0	635700	30. 12. 10
36	31. 1. 15~31. 1. 14	45278	3622	48900	8.0	586800	31. 1. 10
37	31. 1. 15~31. 2. 14	45278	3622	48900	8.0	537900	31. 2. 10
38	31. 2. 15~31. 3. 14	45278	3622	48900	8.0	489000	31. 3. 10
39	31. 3. 15~31. 4. 14	45278	3622	48900	8.0	440100	31. 4. 10
40	31. 4. 15~31. 5. 14	45278	3622	48900	8.0	391200	31. 5. 10
41	31. 5. 15~31. 6. 14	45278	3622	48900	8.0	342300	31. 6. 10
42	31. 6. 15~31. 7. 14	45278	3622	48900	8.0	293400	31. 7. 10
43	31. 7. 15~31. 8. 14	45278	3622	48900	8.0	244500	31. 8. 10
44	31. 8. 15~31. 9. 14	45278	3622	48900	8.0	195600	31. 9. 10
45	31. 9. 15~31. 10. 14	45278	3622	48900	8.0	146700	31. 10. 10
46	31. 10. 15~31. 11. 14	45278	3622	48900	8.0	97800	31. 11. 10
47	31. 11. 15~31. 12. 14	45278	3622	48900	8.0	48900	31. 12. 10
48	32. 1. 15~32. 1. 14	45278	3622	48900	8.0	0	32. 1. 10
49	~	~	~	~	~	~	~
50	~	~	~	~	~	~	~
51	~	~	~	~	~	~	~
52	~	~	~	~	~	~	~
53	~	~	~	~	~	~	~
54	~	~	~	~	~	~	~
55	~	~	~	~	~	~	~
56	~	~	~	~	~	~	~
57	~	~	~	~	~	~	~
58	~	~	~	~	~	~	~
59	~	~	~	~	~	~	~
60	~	~	~	~	~	~	~

お支払総額	
リース料	2173344
消費税	173856
合計	2347200

お支払方法	
自動振替	
お支払期日	
毎月10日	

[自動振替の場合]	
お振替金融機関	
口座	
口座名義	
ハヤシヨシキ	

※ お支払方法が「自動振替」の場合のお支払期日は毎月10日となっておりますが、当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の振替となりますのでご了承下さい

(株)日産フィナンシャルサービス

整理番号	8
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 抛書

77400/

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	野村生涯教育センター：平成30年度教育講座参加費		
年月日	平成30年4月11日～平成 年 月 日	金額	8,000円

目的	生涯を通じた学習及び実践活動（以下生涯教育という）を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与する事を目的とする。
使途	講座参加費
政務活動・県政との関連性	講座に参加し、講義や参加者の皆さんと討論する中で、いろいろな考えを聞き、自分の意見を話す事により、政務活動の参考にしています。
《領収書貼付枠》	

領収証

ふじのくに県民クラブ  
林 芳久仁 様

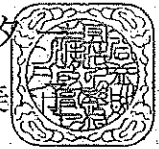
No 001086

¥ 8,000 -

但平成30年度 野村生涯教育講座参加費

平成30年4月11日 上記正に領収いたしました

公益財団法人 野村生涯教育センター  
理事長 金子由美



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,000円	100%	8,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年

## 5 月野村生涯教育講座・読書会ご案内

### 【講 座】

テーマ	野村佳子生涯教育論
<b>第 2 章 野村生涯教育の構想</b> 自然界と人間の関係	

講 師 公益財団法人 野村生涯教育センター講師

内 容 午前 講 義  
午後 討 議

〔静岡〕 日 時 5 月 19 日 (土) 10:00~15:00  
会 場 公益財団法人 野村生涯教育センター静岡研修会館

〔焼津〕 日 時 5 月 24 日 (木) 10:00~15:00  
会 場 焼津市総合福祉会館 ウェルシップやいづ

参加費 年間 8,000 円

### 【読書会】 テキスト 木もれ陽のなかに / 教育は〔共育〕

地区	日 / 会 場	地区	日 / 会 場
静岡	23 日 (水) アイセル 21	藤 枝	22 日 (火) 藤枝市文化センター
焼津	29 日 (火) サンライフ焼津	富士宮	23 日 (水) 富士宮市立南部公民館
島 田	29 日 (火) プラザおおるり	掛 川	28 日 (月) 掛川市生涯学習センター

高年部 15 日 (火) / 青年部 12 日 (土) / 幼児教育部 17 日 (木) 公益財団法人 野村生涯教育センター静岡研修会館

時 間 10:00~15:00

参加費 500 円

\* 幼児は、幼児教育部があります

主 催 公益財団法人 野村生涯教育センター  
野村生涯教育センター静岡支部

問合先 公益財団法人 野村生涯教育センター

申込先

URL [www.nomuracenter.or.jp](http://www.nomuracenter.or.jp)

野村生涯教育センター静岡支部

〒421-0122 静岡市駿河区用宗 4-5-28

(静岡研修会館内) TEL (054) 257-9111

FAX (054) 257-4267

### 第 12 回生涯教育国際フォーラム

テーマ 生涯教育

宇宙時代—生存のための共通ルール

自然と共生し 科学技術を使いこなす人間の教育とは

会 期 2018 年 12 月 9 日 (日)

会 場 パシフィコ横浜 会議センター メインホール

整理番号 9

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田形)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

支出証拠書

774003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車料		
年月日	平成 30年 4月 13日～平成 年 月 日	金額	300円

目的	NPO法人ビジネスサポートセンター役員及び県議 2 名と、県信用保証協会についての勉強会に出席するため。
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県内中小企業及び小規模企業の保証融資の調査状況を踏まえ、保証料問題（銀行保証）等見直しが必要だと思われ、政策に結びつける。

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□  
 □ 稲森パーキング9号 □  
 □ またのお越しを □  
 □ お待ちしております □  
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領収証




入車日時 2018年04月13日 09時38分  
 出車日時 2018年04月13日 10時38分  
 No.21-000008 券No.11-173664

駐車料金（一般車） 300円  
 料金計 300円  
 .....  
 投入現金 300円  
 釣銭額 0円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300円	100%	300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	10
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

774003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車料		
年月日	平成 30年 4月 16日～平成 年 月 日	金額	500円

目的	・清水区私立幼稚園協会意見交換会出席のため ・場所：ブランオーシャン シミズ
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県の文化・観光部（私学振興課）が担当している。 県議会私学振興議員連盟が、私学を支援している。私は、議員連盟の顧問を務めている。

《領収書貼付枠》

静岡市出納員  
静岡市「財七」ス(株)代表取締役  
静岡市清水駅東口駐車場

## 領 収 証

入庫日時 2018年04月16日 16時58分  
精算日時 2018年04月16日 19時03分  
No.31-000038 券No.11-444913

駐車料金（例）	500円
料金計	500円
投入現金	1,000円
釣銭額	500円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500円	100%	500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年度 清水区私立幼稚園協会意見交換会

開催日時 平成 30 年 4 月 16 日 (月)

会 場 プランオーシャン シミズ

司会進行

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. ご来賓挨拶、ご紹介
4. 新園長紹介、挨拶  
東光幼稚園 [REDACTED] 先生
5. 乾杯
6. 園出席者自己紹介
7. 情報交換
8. 閉会のことば

副地区長

会長 高塚匡宏

研修委員長

御出席御来賓様 (7名)

衆議院議員 望月義夫 様  
静岡県議会議員 中澤通訓 様 林芳久仁 様 盛月寿美 様  
深澤陽一様代理 [REDACTED] 様  
静岡市議会議員 山根田鶴子 様 寺沢潤 様

整理番号 //

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書 (各種団体会費)

77400/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人音楽の架け橋メセナ静岡：2018年度会費		
年 月 日	平成 30年 4月 16日～平成 年 月 日	金 額	5,000 円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体に音楽を楽しむ事を主として無料招待する活動を行う。</li> <li>・多くの県民に楽しい音楽を通じて文化振興に努める活動を行う。</li> </ul>
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体に、無料招待による音楽を楽しんでもらう活動</li> <li>・色々な音楽会を、安い料金で開く企画を行っている。</li> </ul>
政務活動・県政との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県も、文化（音楽）振興に支援を行っている事もあり、幼児から大人まで幅広い音楽を聴く機会を広めることに努める必要がある。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

領収証 ふじのくに県民クラブ No. ....

林 芳久仁 様 2018年 4月 16日

金額	¥ 5,000
内 容	但 2018年度会費
消費税等	上記正に領収いたしました
現金	¥5,000-
小切手	9

TEL & FAX 054-272-3611

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( 定款 )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,000 円	100%	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 特定非営利活動法人 音楽の架け橋メセナ静岡 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人音楽の架け橋メセナ静岡という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区一番町50番地静岡市番町市民活動センター2Fに置く。従たる事務所を静岡県浜松市天竜区二俣町1203番地および静岡県富士宮市西山2933-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、音楽家とその活動に協力的な企業や個人を結び、演奏活動の支援に関する事業を行い、子供の健全育成、福祉の増進及び、音楽文化の啓蒙と発展交流を図ることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 協力的な企業や団体及び個人に対して音楽家支援活動の啓発事業
  - ② 演奏会PR等の推進事業
  - ③ 音楽家及びその演奏活動の普及と育成を図っている団体と個人への支援事業
  - ④ 小中学校、老人ホーム、公民館、病院等で演奏会の開催に係る事業
  - ⑤ ふじのくに国際音楽祭の開催事業
  - ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。



(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、資金的援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本会の趣旨に賛同し、活動を支援するもの

(2) 本会の会費を納入したもの

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上

(3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上

(4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、FAX又はEメール等に

より、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の変更

- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、FAX又はEメール等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人、2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用とすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 正 会 員

個 人	入会金	3,000円	年会費	5,000円
団 体	入会金	20,000円	年会費	10,000円

#### (2) 賛助会員

個人	入会金	1,000円	年会費	1,000円
団体	入会金	10,000円	一口	10,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日までとする。



(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏 名
理 事 長	高橋 正彦
副理事長	塩崎 恵子
理 事	内野 勝治
理 事	杉本 年宏
監 事	佐藤 久雄

①今年は特に家康公 400 年祭が静岡市や浜松市で実施されており、私達 NPO 法人も当時の音楽を通して家康公の遺徳をしのぶコンサートを実施致しました。

静岡県内の各市町のみでなく国や文化庁等の関係機関の協力も欠かすことは出来ません。

参加資格はプロアマを問いません。世界から募集します。

音楽祭は、世界のお客様をお招きするために、富士山が一番美しい時季を選びます。

会員の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、NPO法人音楽の架け橋メセナ静岡の活動にご理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます。年会費の振込先のご連絡を差し上げます。

メセナ静岡会員年会費は5000円となっています。5000円を下記の金融口座にお振込み下さい。

振り込み手数料につきましては、会員さまにご負担いただけますよう、ご理解を御願い申し上げます。

静岡銀行 本店営業部 普通預金 1436586  
NPO 法人音楽の架け橋メセナ静岡

ゆうちょ銀行 店名二三八 店番 238 普通預金 1616272  
特定非営利活動法人音楽の架け橋メセナ静岡

〒420-0071  
静岡市葵区一番町50番地  
静岡市番町市民活動センター  
NPO 法人  
音楽の架け橋メセナ静岡  
電話・FAX 054-272-3600

整理番号 12

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田形)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	はがき代		
年月日	平成 30年 4月 16日～平成 年 月 日	金額	1,240 円

目的	政務活動に関する文書送付のため
使途	はがき代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**領収書**

毎度ありがとうございます

林 芳久仁 様


〔販売〕  
通常葉書ヤマユリ (62円) 20枚 ¥1,240

小計 ¥1,240

課税計 (内消費税等) ¥0  
非課税計 ¥1,240

合計 ¥1,240  
お預り金額 ¥1,250  
おつり ¥10

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時：2018年 4月 16日 12:40

担当 No. 180416J2814 端N86箱01  
送付先：清水吉川郵便局  
TEL: 054-346-6002

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,240 円	100%	1,240 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

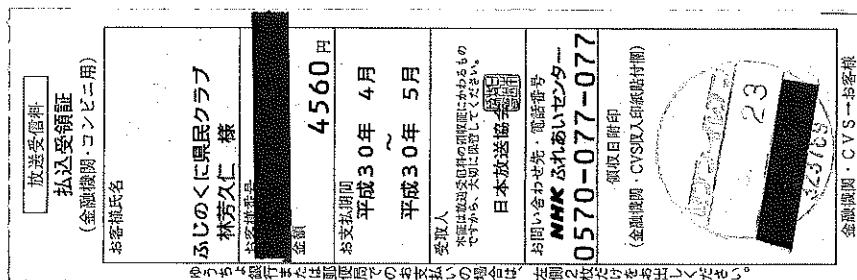
780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	NHK放送受信料 (4月・5月分)		
年月日	平成 30年 4月 23日	～平成 年 月 日	金額 4,560円

目的	政務活動を補助するための情報収集
使途	NHK放送受信料 (4月・5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



↑  
スタンプ領収書  
18.4.23

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,560円	100%	4,560円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務所用携帯電話代		
年月日	平成 30年 4月 25日～平成 年 月 日	金額	3,455 円

目的	政務活動を行うための連絡に使用するため
使途	平成30年4月分事務所用携帯電話代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代  
 ( 7,320 円 - 380 円 × 1.08 ) × 1/2 = 3,455 円  
 ↓  
 410 円

**料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES**  
 2018年 4月ご請求分 (3月利用分)  
 ご請求先氏名  
 林 芳久仁 様  
 KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 下記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から  
 振替させていただきました。

印紙税申告納  
付につき新宿  
税務署承認済

**KDDI株式会社**  
〒1163-8003 東京都新宿区西新宿2-10-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE [REDACTED]  
 領収金額 AMOUNT RECEIVED 7,320 円  
 うち消費税等 TAX 542 円  
 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION [REDACTED]  
 支店名 BRANCH [REDACTED]  
 口座番号 ACCOUNT NUMBER \*\*\*\*\*

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,910 { 410 7,320 円	1/2	3,455 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	15
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費				
内容	議員用携帯電話代				
年月日	平成 30年 4月 25日	～平成	年 月 日	金額	5,944円

目的	政務活動を行うための連絡に使用するため
用途	平成 30年 4月分議員用携帯電話代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代  
 $(12,299 - 380 \text{円} \times 1.08) \times 1/2 = 5,944 \text{円}$   
 ↓  
 410円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2018年 4月ご請求分 (3月利用分)

ご請求先氏名

林 芳久仁 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から  
振替させていただきます。

KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

印紙税申告納  
付につき新宿  
税務署承認済

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED 12,299円

うち消費税等 TAX 911円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH



口座番号 ACCOUNT NUMBER

\*\*\*\*\*

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	11,889 { Δ 410 12,299円	1/2	5,944円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	16
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

781001

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (5月分)		
年月日	平成 30年 5月 1日～平成 30年 5月 31日	金額	67,808 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	平成30年5月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     30-04-26   BF   *135,616   タイトワゴン(セテ)                 </div>	

按分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	135,616 円	1/2 %	67,808 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

775003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	野村生涯教育センター：正会員会費 (4月分)		
年月日	平成 30年 4月 27日～平成 年 月 日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	生涯を通じた学習及び実践活動 (以下生涯教育という) を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>*生涯教育に関する講座・勉強会等の開催</li> <li>*生涯教育に関する大会・講演会の開催</li> <li>*生涯教育に関する教育相談、グループ討議</li> <li>*その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
政務活動・県政との関連性	月1回の研修会に参加し、テーマに沿った話し合いをする事により、講師や参加者の皆さんのお考えを聞き、自分の意見を話すことにより、政務活動の参考にしています。

《領収書貼付枠》

領収証

ふじのくに県民クラブ  
林 芳久仁 様

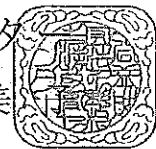
No 001089

¥ 1,000 -

但 正会員会費 平成30年4月分

平成30年4月27日 上記正に領収いたしました

公益財団法人 野村生涯教育センター  
理事長 金子由美



※ 添付書類：要綱

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





公益財団法人  
**野村生涯教育センター**  
NOMURA CENTER for LIFELONG INTEGRATED EDUCATION

ENGLISH

FOCUS

定例講座

イベント情報

地域情報

最新情報

活動

書籍案内

財団概要

創設者

要綱 | [生涯教育への願い](#) | [沿革](#) | [理事長略歴](#) | [役員](#)

[名誉会員](#) | [組織・支部連絡所](#) | [所在地](#) | [事業内容図](#)

▼ ホームページに戻る

要 綱

公益財団法人野村生涯教育センターは、野村佳子が創設した教育ボランティア活動の組織である。

名 称	この法人は、公益財団法人野村生涯教育センターと称する。
事務所	この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
目 的	この法人は、創設者 野村佳子が構築した東洋の自然観に立脚した人間の位置づけ、価値づけの基本理念としての教育論を基盤に生涯を通じた学習及び実践活動(以下生涯教育という)を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。
事 業	この法人は、目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 生涯教育に関する講座・勉強会等の開催 (2) 生涯教育に関する大会、講演会の開催 (3) 生涯教育に関する国際交流・支援 (4) 学習者に対する助成 (5) 生涯教育に関する出版物の刊行 (6) 生涯教育に関する教育相談、グループ討議 (7) 公益事業をしている他団体への協力・支援 (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 上記の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。
会員規定	この法人の趣旨に賛同し、後援する個人または団体を賛助会員とすることができる。 正会員： 月1,000円 特別会員： 月10,000円 法人会員(団体)： 年1口以上、1口120,000円
学習者	学習者は、0歳から90歳を越える年齢に及び、年代層に応じて、組織としては幼児教育部、児童部、青年部、成人部、高年部で構成されており、それぞれ年間を通じ、野村生涯教育のカリキュラムに従って学習が続けられている。 また、国の中央、地方行政をはじめ、教育関係者、PTA、企業、マスコミ、各政党、一般社会のあらゆる階層とのコンタクトを続け、全国大会、講演会、懇談会、研修会と機会をあるごとに社会ぐるみの対話と連携を進めている。

▲ ホームページに戻る

[このサイトについて](#)

[お問い合わせ](#)

[リンク](#)

[サイトマップ](#)

整理番号 18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

777002

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	平成 30年 4月 27日～平成 年 月 日	金額	3,144 円

目的	資料等のコピー
使途	平成30年4月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。

領収証

No. 026356

ふじのくに県民クラブ 林芳久仁殿

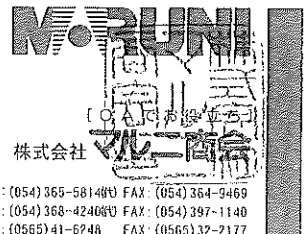
¥ 3,144

但 コピー料

入金日 30年4月28日 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
相殺	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
振込	<input type="checkbox"/>

扱者



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,144 円	100%	3,144 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	BBパック保守料		
年月日	平成 30年 4月 27日～平成 年 月 日	金額	3,456 円

目的	インターネットの環境保守対応
用途	平成30年4月請求分保守料
政務活動・ 県政との 関連性	—

領収証

No. 026358

ふじのくに県民クラブ 林芳久仁 殿

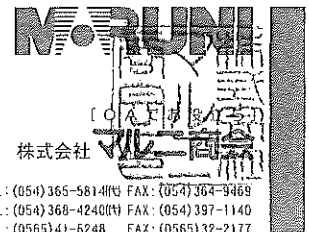
¥ 3,456

但 B-B パック 保守料 千金

入金日 30年 4月 28 日 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
相殺	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
振込	<input type="checkbox"/>

扱者



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,456 円	100%	3,456 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	20
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	郵送料		
年月日	平成 30年 4月 27日～平成 年 月 日	金額	1,066 円

目的	政務活動に関する文書送付のため
使途	郵送代
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

領収書

毎度ありがとうございます

林 芳久仁 様

[別納引受]  
第一種定形 14.0g 13通 ¥1,066  
@82 ----- ¥1,066  
小計 ----- ¥1,066  
郵便物引受合計通数 13通  
課税計 ¥1,066  
(内消費税等 ¥78) ¥0  
非課税計 ¥0  
合計 ¥1,066  
お預り金額 ¥1,066

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時：2018年4月27日 13:34  
取扱い行：[Redacted]  
担当発通 No.180421AZ396 端N86箱01  
宛先：清水吉川郵便局  
TEL: 054-346-6002

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,066 円	100%	1,066 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

281002

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所電気代 (4 月分)		
年月日	平成 30 年 4 月 27 日～平成 年 月 日	金額	4,539 円

目的	政務活動を行う事務所の電気使用のため
使途	事務所電気代 4 月分
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (300420)

口座記号番号 00100 5 900116 加入 中部電力株式会社  
 平成 30 年 4 月分の使用期間 3 月 22 日～ 4 月 19 日 (日曜 17)

金額 千 百 十 万 千 百 十 円 9 0 7 8 671 円

この支払明細は、大切に保管してください。

お客様番号・契約種別	番 号	ご使用量	上記金額の内訳(円)
従量電灯B	A 30 kWh	213	5413
低圧電力	3 kWh	33	3665

林 芳久仁 様

お支払期日は 5月21日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、遅滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客様が、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、遅滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は 6月11日 となっております。

中部電力株式会社 清水

0120-985-220  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,078 円	1/2 %	4,539 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 780004 4/30 (会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	<b>1,383.4</b>	18円 × 1,383.4 km / — km	24,901

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 林 芳久仁

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	24,901円	100%	24,901円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

要領様式 1 - 2

月日	内 容	行 程	走行距離 (km)
4/1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県政報告だよりを、まちづくり地区に配布 (5 地区)</li> <li>連合地区高齢者クラブゴルフ大会出席 <i>意見聴取</i></li> </ul>	清水区内	25.3
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各企業へ県政報告だよりを配布 (12 社)</li> <li>協和電工 (株) 朝礼で県政報告</li> </ul>	清水区 - 葵区 - 駿河区 - 清水区	72.1
3 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士フォーラム打ち合わせ (県政報告) 県議 2 名市議 2 名</li> <li>県政報告だよりを配布 (中小企業 6 社)</li> </ul>	清水区 - 富士市 - 清水区	70.3
4 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車販売会社の労組委員長に新年度労組関係の話聞く</li> <li>各団体 (企業中心) 富士フォーラムでの県議会報告 (県議:市議参加)</li> </ul>	清水区 - 駿河区 - 富士 市 (ロゼシアター) - 清水区	96.2
5 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立大学入学式に出席</li> <li>各中小企業経営者と今年度の業績について話を聞く (2 社)</li> </ul>	清水区 - 駿河区 - 清水 区	18.1
6 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元小学校入学式出席: 学校長に聞き取り</li> <li>地元中学校入学式出席: 学校長に聞き取り</li> <li>小規模企業事業主と意見交換 (行政への要望含む)</li> </ul>	清水区内	16.5
7 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>私学中学校、高等学校入学式出席: 学校長に聞き取り</li> <li>地元自治会長 (草薙団地) より県への要望受ける</li> </ul>	清水区内 (三保含む)	18.6
8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大内観音祭に出席 (実行委員会役員とまちづくりについて意見交換)</li> <li>県空手道連合総会及び会員拡大について話し合い</li> </ul>	清水区 - 葵区 - 清水区	25.6
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海大学海洋学部で水族館の今後のあり方について話を聞く</li> <li>中小企業各社へ県議会報告配布 (会派広報及び質問状況報告)</li> </ul>	清水区内 (三保含む)	50.2
10 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁で資料の内容について当局より話を聞く</li> <li>私立幼稚園入園式出席: 園長に聞き取り</li> <li>仮設工事企業経営者の話を聞く</li> </ul>	清水区 - 県庁 - 清水区 (由比含む)	50.7
11 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜えび初水揚げ状況を聞く (漁師:加工会社)</li> <li>鉄工所の設備投資について相談を受ける</li> <li>県議会報告配布 (中小企業 6 社)</li> </ul>	清水区内 (蒲原: 由比 含む)	71.0
12 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>県議会報告資料及び会派広報誌を中小 小規模企業 8 社に配布</li> </ul>	清水区内	38.6
13 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO 法人及び関係者と県信用保証のあり方勉強会</li> <li>ふじのくに県民クラブ 役員選出及び総会</li> <li>県各部署の担当職員と会派議員との意見交換</li> </ul>	清水区 - 葵区 - 県庁 - 清水区	37.6
14 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>各中小規模事業所へ県議会資料届ける</li> <li>地区少年陸上教室開校式出席 (県立大学広場) <i>意見交換</i></li> <li>地区体育協会総会出席意見交換</li> </ul>	清水区内 (蒲原含む)	69.3
15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市青年団総会 (自治会館) 出席し県青年会館の件を説明</li> <li>就職相談受ける (事務所にて)</li> </ul>	清水区内	21.7
16 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事秘書課長に知事の予定を伺う (賄)</li> <li>大手企業 (日本軽金属清水工場) 総務課 <i>意見交換</i> より話を聞く</li> <li>清水私立幼稚園協会園長会議に出席: 意見交換</li> <li>清水勤労協 (県議会資料届ける)</li> </ul>	清水区 - 県庁 - 清水区 (蒲原: 三保含む)	58.2

月日	内 容	行 程	走行距離 (km)
17 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>はごろもフーズ(株)秘書課長に県政報告</li> <li>県庁(資料まとめ)</li> </ul>	清水区-駿河区- 県庁-清水区	23.4
18 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾経済団体と静岡県との経済交流について地域外交局長と打ち合わせ</li> <li>中小企業2社の雇用状況を聞く</li> <li>県産組合清水支部へ県産団地の状況聞き取り</li> </ul>	清水区-県庁-清水区	62.3
19 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本軽金属清水工場総務課長に清水工場の今後の計画を聞く</li> <li>中小製造企業社長に下請としての仕事及びコスト関係について聞く</li> <li>県知事秘書課と打ち合わせ</li> </ul>	清水区-県庁-清水区	47.8
20 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾経済訪問団の件で地域外交局と打ち合わせ</li> <li>地区連合ラジオ体操会総会出席:意見交換</li> <li>グループの集いで県政報告を行う</li> </ul>	清水区-県庁-清水区	45.6
21 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>県すこやか長寿スポーツ文化県大会出席</li> <li>地区自治会総会にて県政報告</li> <li>清水を考える会総会出席:意見交換</li> </ul>	清水区-駿河区- 清水区	47.6
22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第89回静岡労働福祉協会及び連合静岡地協メーデー出席:意見交換</li> <li>静岡市議会議員団OB会総会出席:意見交換</li> <li>草薙龍勢保存会総会出席:意見交換</li> </ul>	清水区-葵区-清水区	38.2
23 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>県企業局へ(工業団地の件)</li> <li>防潮堤対策の進捗状況を聞く</li> <li>県土木事務所へ県河川への陳情に行く</li> <li>連合地区まちづくり会議総会出席</li> </ul>	清水区-葵区-駿河区- 清水区	36.5
24 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>由比漁協青年部長に桜えびの水揚げ状況を聞く</li> <li>J A清水代表理事組合長と意見交換</li> <li>清水クルーズ船入港歓迎式典出席:意見交換</li> </ul>	清水区(蒲原含む)- 県庁-清水区	39.3
25 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元中学PTA総会出席(いじめ防止対策について話をする)</li> <li>静岡市県議、市議合同勉強会(清水港について:副知事)</li> <li>大雨による河川状況現地見回り</li> </ul>	清水区-葵区-清水区	49.6
26 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>クルーズ船(10万t)清水港入港歓迎式典出席(県市関係者)</li> <li>地元小学校PTA総会で話を行う(青少年問題)</li> </ul>	清水区内	40.1
27 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾会社の担当者と清水港について話し合う</li> <li>三保地区まちづくり会議総会出席:意見交換</li> <li>県戦没者戦災死没者追悼式出席:意見交換</li> </ul>	清水区-葵区- 清水区(三保含む)	53.6
28 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間地(両河内)新茶の刈り取り状況及び生茶の価格について</li> <li>特別養護老人ホーム理事長に話を聞く(山間地)</li> <li>ボーイスカウト清水連盟総会出席:意見交換</li> <li>てんぷら油廃油リサイクル工場見学</li> </ul>	清水区内 (両河内:吉原地区他)	80.2
29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝起き会(県政報告)35人出席</li> <li>県骨髄バンクを推進する会総会出席(県社会福祉会館)</li> <li>地元自治会総会出席(県政報告)</li> </ul>	清水区-葵区-清水区	37.5
30 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>由比桜えび水揚げ状況調査(漁協青年部より見通しについて聞く)</li> <li>山間地の茶工場にて価格等について生産者より聞きとり</li> </ul>	清水区内 (由比:両河内含む)	41.7
合 計			1,383.4

(単位: km)



整理番号	23
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

78200/

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>		
内容	事務員雇用		
年月日	平成 30年 3月 26日～平成 30年 4月 25日	金額	91,520 円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	平成30年4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成30年4月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 91,520	円 0	円 91,520	円 0	円 0	円 0	円 91,520
					受領印	
					受領日	4月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	91,520 円	/	91,520 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政務調査業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26	月	5	5	電話及び来客の応対
27	火	5	5	電話及び来客の応対
28	水			
29	木	5	5	県政報告「ふれあい」郵送準備
30	金	5	5	県政報告「ふれあい」郵送準備・郵送
31	土	5	5	県政報告「ふれあい」郵送準備・郵送
計		(A)	(B)	

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成 年 月 日  
ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁 印

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
①(B) [時間 分] × 単価 [832円] = 円  
②総支出額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\*証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

4月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務調査費業務時間数	政務調査業務内容
1	日			
2	月	5	5	3月分政務活動費関係書類作成
3	火	5	5	電話及び来客の応対
4	水			
5	木	5	5	電話及び来客の応対
6	金	5	5	電話及び来客の応対
7	土	5	5	地域住民の要望・意見聴取
8	日			
9	月	5	5	議員の調査項目の整理
10	火	5	5	議員の調査項目の整理
11	水			
12	木	5	5	電話及び来客の応対
13	金	5	5	電話及び来客の応対
14	土	5	5	県政資料の整理
15	日			
16	月	5	5	電話及び来客の応対
17	火	5	5	電話及び来客の応対
18	水			
19	木	5	5	陳情・要望書の整理
20	金	5	5	陳情・要望書の整理
21	土	5	5	電話及び来客の応対
22	日			
23	月	5	5	電話及び来客の応対
24	火	5	5	電話及び来客の応対
25	水			
26				
27				
28				
29				
30				
計		(A)110	(B)110	

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成 30年 4月 30日  
 ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁 (林)

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B) [110時間 分] × 単価 [832円] = 91,520円  
 ②総支出額 [ 91,520円 ] × (B) / (A) = 91,520円

\*証明は、雇用主が署名して押印する。